

【令和5年度第3回農村振興施策検討委員会】

中山間地域等直接支払交付金について

- 1 令和5年度の実績（見込み）について 【P 1】
- 2 令和6年度の計画について 【P 3】
- 3 栗原市若柳蓬田地域に係る指定棚田地域
振興活動計画について 【P 4】
- 4 交付金の最終評価について 【P 7】



棚田カード（栗原市蓬田）

宮城県農政部農山漁村なりわい課

1 令和5年度の実績（見込み）について

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な中山間地域における農業生産活動を継続し、農用地の有する多面的機能を維持・発揮するための制度であり、令和5年度の実績（見込み）は以下のとおり。

（1）取組面積等

R6.2時点

	R4実績	R5実績見込	増減	対前年度比率
市町村数	13	13	0	100%
協定数	216	216	0	100%
取組面積(ha)	2,234	2,234	0	100%

○主な増減の理由

- ・集落協定活動の休止（加美町▲1協定／▲9ha）
- ・新規協定の設立（南三陸町＋1協定／＋2ha）
- ・既存協定の面積増（仙台市＋6ha、気仙沼市＋3ha、南三陸町＋1ha）
- ・既存協定の面積減（七ヶ宿町▲2ha、丸森町▲1ha）

市町村別の実績については表1のとおり

（2）交付額

（単位：千円）

	R4実績	R5実績見込	増減	対前年度比率
交付額(総額)	[338,252] 338,252	[338,783] 336,126	[531] -2,126	[100.2%] 99.4%
国費	[163,444] 163,444	[163,696] 162,429	[252] -1,015	[100.2%] 99.4%
県費	[87,404] 87,404	[87,543] 86,848	[139] -556	[100.2%] 99.4%
市町村費	[87,404] 87,404	[87,544] 86,849	[140] -555	[100.2%] 99.4%

表中上段[]内は要望額

- ・通常地域：「特定農山村法」、「山村振興法」、「過疎法」、「離島振興法」の指定地域
負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4
- ・県特認地域：通常地域以外で4法指定地域に地理的に接する農用地など
負担割合：国1/3、県1/3、市町村1/3

○主な増減理由

- ・集落協定広域化加算、集落機能強化加算及び生産性向上加算の割当減による減

（3）活動実績

①担当者会議、支援研修会等の実施

i) 市町村担当者会議

- ・令和5年6月9日
- ・市町村担当者及び県地方振興事務所担当者を対象に、事業説明や注意事項等について説明。
- ・参加者：39名

ii) 協定活動支援研修会

- ・令和6年2月1日
- ・基調講演、情報提供等の研修会を対面・Web併用形式により開催。
- ・参加者：約270名

②指導及び支援体制の強化

i) 抽出検査（令和5年6月～令和6年3月実施）

- ・実施要領の運用に基づき、各協定組織で適切な活動が行われているか検査するもの。対策期間中に全協定を検査するものとする。市町村からの要請に応じて、県地方振興事務所も同席して指導支援。

(表1) 中山間地域等直接支払交付金 市町村別交付額一覧表

市町村名	R4実績			R5実績見込			増減		
	交付面積 (ha)	交付額 (千円)	協定数	交付面積 (ha)	交付額 (千円)	協定数	交付面積 (ha)	交付額 (千円)	協定数
白石市	134	25,625	8	134	25,332	8	0	▲ 293	0
角田市	45	9,444	4	45	9,444	4	0	0	0
七ヶ宿町	171	15,608	5	169	15,473	5	▲ 2	▲ 135	0
川崎町	62	4,959	3	62	4,959	3	0	▲ 0	0
丸森町	551	74,499	27	550	73,705	27	▲ 1	▲ 794	0
仙台市	181	18,340	11	187	18,338	11	6	▲ 2	0
大和町	44	7,322	2	44	7,322	2	0	▲ 0	0
大崎市	90	14,652	12	90	14,652	12	0	▲ 0	0
加美町	56	8,161	9	47	7,486	8	▲ 9	▲ 675	▲ 1
栗原市	519	110,990	68	519	109,888	68	0	▲ 1,102	0
登米市	12	2,615	1	12	2,991	1	0	376	0
気仙沼市	283	37,767	53	286	38,058	53	3	291	0
南三陸町	86	8,270	13	90	8,478	14	4	208	1
合計	2,234	338,252	216	2,234	336,126	216	0	-2,126	0

※四捨五入のため内訳と合計の不一致あり

(表2) 第1期対策から第5期対策までの実績

	協定数	取組市町村数	交付面積(ha)	総事業費(千円)
1期対策(H12-H16)	328	21	2,613	387,296
2期対策(H17-H21)	253	14	2,182	287,527
3期対策(H22-H26)	232	13	2,100	294,958
4期対策(H27-R1)	234	13	2,314	344,720
5期対策(R2-R6) R5実績見込	216	13	2,234	336,126

2 令和6年度計画について

(1) 取組み面積等

組織数	取組面積 (ha)	交付額 (百万円)
(216)	(2,234)	(339)
217	2,241	341

※上段()は、令和5年度要望額。

下段の令和6年度要望は、市町村要望調査(R6.2月時点)に基づく

○主な変更内容

新規集落協定の追加、棚田地域振興活動加算の追加(栗原市)

○取組市町村：13市町村
大河原管内：白石市、角田市、
七ヶ宿町、川崎町、丸森町
仙台管内：仙台市、大和町
大崎管内：大崎市、加美町
栗原管内：栗原市
登米管内：登米市
気仙沼管内：気仙沼市、南三陸町

(2) 令和5年度事業計画について

①担当国会議、支援研修会等の実施

i) 活動組織支援研修会の開催

→ 令和5年度に引き続き、協定役員の多くが参加でき、より制度の理解向上と継続意欲の醸成を図るため、協定組織に対する研修会を開催する。

ii) 市町村担当国会議の開催

→ 国からの制度改正点等の伝達及び適正な事務処理について説明。

②指導及び支援体制の強化

i) 抽出検査

・実施要領の運用に基づき、各協定組織で適切な活動が行われているか検査するもの。対策期間中に全協定を検査するものとする。市町村からの要請に応じて、県地方振興事務所も同席して指導支援。

③事業の評価と推進課題の検討

i) 宮城県農村振興施策検討委員会の開催

④実施状況の公表

i) 「令和5年度中山間地域等直接支払制度の実施状況」として、交付金の交付状況、活動の実施状況等について、県政情報センター及び県ホームページにより、公表予定。

3 栗原市若柳蓬田地域に係る指定棚田地域振興活動計画について

(1) 宮城県の棚田地域振興法関係の状況について

令和元年6月、議員立法により「棚田地域振興法」が成立（令和元年8月16日施行）し、法律に基づく「棚田地域の振興に関する基本的な方針」が同年8月22日に閣議決定された。貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面的機能の維持増進を図ることを目的としている。棚田地域振興法における、指定棚田地域の指定を受けることにより、「棚田地域振興関連事業」の様々な優遇措置を受けることができる。

指定棚田地域のうち、一定条件を満たす棚田等は中山間地域等直接支払交付金（以下「中山間直接支払」）の指定棚田地域振興活動加算（以下「棚田加算」）を受けられることができる。

<県内の指定棚田地域>

旧大内村（丸森町）：令和4年2月指定→令和4年度から棚田加算

旧津山町（登米市）：令和4年8月指定→令和5年度から棚田加算

旧畑岡村（栗原市）：令和5年12月指定→令和6年度から棚田加算（予定）

旧千貫村（岩沼市）：令和5年12月指定→令和7年度以降中山間直接支払に取り組む意向

(2) 指定棚田地域の定義

①昭和25年2月1日における市町村（旧市町村）の区域

②区域内の勾配が1/20の土地にある一団の棚田の面積が1ha以上あること

(3) 棚田加算について

指定棚田地域振興活動計画の認定を受けた場合、対象農用地（田：1/20以上、畑15°以上の急傾斜農用地）に対し、1万円/10aを加算。

ただし、以下の項目について1つずつ、3つ以上の目標を達成できなければ、遡及返還の必要がある。

①棚田等の保全

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

③棚田を核とした棚田地域の振興

(5) 棚田地域振興活動加算の目標について

栗原市若柳蓬田集落協定において、令和6年度から棚田加算に取り組む予定であることから、要領の運用第8の2の（2）に基づき、加算の目標について確認及び意見聴取を行うもの。

目標（案）については6頁のとおり。

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用の第8の2

「棚田地域の振興を図る取組」は、次のアからウまでのそれぞれについて、例示する取組を参考に、地域の実態に応じて定量的な目標及び取組期間を協定に定めて行う取組とする。なお、上記の目標については、実施要領第8の2で定める第三者機関による確認・意見聴取を行うものとする。

ア 棚田等の保全

棚田法面の補修、耕作道や棚田進入路等の農作業安全対策の実施、棚田からの土壌流出防止対策の実施等

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

農産物の供給の促進、自然環境の保全・活用、良好な景観の形成、伝統文化の継承等

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興、棚田を観光資源とした地域振興、棚田米等を活用した6次産業化の推進等

(6) 今後の予定

- ・令和6年2月～ 指定棚田地域振興活動計画認定申請書提出：栗原市
- ・令和6年6月30日まで 集落協定の認定申請
- ・令和6年7月31日まで 市町村長による認定

【別紙】栗原市若柳蓬田地域 棚田地域振興活動加算の目標（案）

ア 棚田等の保全

①生産性の向上

大学との連携事業などに活用する農地の転作作物（大豆、さつまいも及びそば）の作付面積の現状900㎡を維持する。

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

②農産物の供給の促進

棚田で生産された「さつまいも」は、仙台市近郊の大学との連携事業時に学生に配布、収穫祭時のふるまいのほか、自治会や地域の農産物直売所で販売しているが、販売額を令和5年度の3,000円から60%以上増加の5,000円以上を目標に販売の促進を目指す。

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

③棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

仙台市近郊の大学との連携事業を継続し、学生による農作業体験や新たに医療職者とも連携して蓬田地域住民との交流の場としての棚田の活用を推進し、新たな交流人口1人以上を獲得する。

4 交付金の最終評価について

中山間地域等直接支払交付金の最終評価について、実施要領に基づき検討・評価をいただくもの。

中山間地域等直接支払交付金実施要領（抜粋）

第13 交付金交付の評価

- 1 交付金の評価は、中間年評価及び最終評価とする。
- 2 市町村長は集落等の取組状況の評価し、その結果を都道府県知事に報告することとする。
- 3 都道府県知事は市町村長からの報告内容を、中立的な第三者機関において検討し、評価するとともに、その結果を地方農政局長（北海道にあっては直接、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由して農村振興局長に報告することとする。
- 4 農村振興局長は都道府県知事の報告を受け、中立的な第三者機関において交付金に係る効果等を検討し、評価するとともに、中山間地域農業をめぐる諸情勢の変化、協定による目標達成に向けての取組を反映した農用地の維持・管理の全体的な実施状況等を踏まえ、5年後に制度全体の見直しを行う。ただし、必要があれば、3年後に所要の見直しを行う。

（1）県フォローアップ調査について（国様式2-1）

○中間年評価において、取組が不十分と評価された協定に対する市町によるフォローアップ結果を踏まえ、第5期対策における協定活動の実施状況を最終的に評価するもの。

（概要）

- ・ 中間年評価で△だった協定については、集落マスタープランに係る活動、農業生産活動等として取り組むべき事項、集落戦略の作成状況、集落戦略の話し合いに用いる地図の作成状況の項目すべてについて、「改善済み」または「改善の見込みあり」となっている。
- ・ 市町村の評価が「×」となっている集落協定はすべて同一の協定であり、令和5年度から令和6年度まで公共工事により全農用地が土砂置場となり活動実施が困難となったことに起因するもので、今年度からすでに交付金を停止している。

(2) 市町村アンケート結果の集計について (国様式2-2)

○次期対策について市町がどのような考えのもとで取り組むのか、その方針等について交付金を実施する13市町へのアンケートにより把握するもの。

1. 中山間地域では、今後さらに人口減少・高齢化が進行し、農業の担い手の確保も困難になることが予想される状況下、市町村としても10年後を見据えると重点を置いて実施する対策も現在と違うことが考えられる。
現在と今後(10年後)、重点を置いて実施する必要があると考えられる中山間地域に対する農業・農村振興対策は何か。

(参考) 宮城県集計

項目	順位	①現在(市町村数)					②10年後(市町村数)				
		1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
ア 農業の担い手を確保するための支援		8	2	2	1		8	1			1
イ 担い手への農地の集積・集約化のための支援		1	5	1		3	1	3	2		
ウ サービス事業者のほか、多様な農業人材の育成・確保への支援					1	1	1	1		1	
エ 農業機械の購入、農業用施設や農産加工施設等の整備に対する支援				1	3			1	3		
オ 農業基盤整備への支援		1						1	1		
カ 畑地転換への支援					1	1			1	1	
キ 鳥獣害対策に対する支援		1	4	4	1	2		2	1	2	3
ク 高収益作物の生産やブランド化、農産物加工に対する支援				2		1	1			2	2
ケ 機械の共同利用や農作業の効率化に対する支援			1		1			1	1		
コ スマート農業実用化への支援			1			1				4	
サ 環境負荷低減に向けた取り組みへの支援											
シ 地域の各種団体と連携・協力し、地域の農用地を守る仕組みを構築する取組への支援		1		1	3		1		1	1	2
ス 地域外からの定住者等を確保するための支援								2	1		1
セ 都市部の組織や市民との交流活動等や地域情報を発信するための支援				1		1				1	1
ソ 地域の活動をサポートする組織や人材を確保するための支援					2	2		1	1	1	
タ 地域での生活支援活動(高齢者への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき等)に対する支援										1	1
チ 集落協定の広域化や統合に対する支援		1		1		1	1		1		1
ツ その他											

①現在 ポイント 計	①現在 順位	②10年後 ポイント		ポイント 増減
		計	順位	
56	1	45	1	-11
31	3	23	2	-8
3	13	11	7	8
9	5	13	4	4
5	10	7	12	2
3	13	4	14	1
37	2	18	3	-19
7	7	11	7	4
6	8	7	12	1
5	10	8	11	3
0	15	0	17	0
14	4	12	5	-2
0	15	12	5	12
4	12	3	15	-1
6	8	9	9	3
0	15	3	15	3
9	5	9	9	0
0	15	0	17	0

※1位を5ポイント、2位を4ポイント…とし集計したものを。

2. 今後さらに集落協定参加者の減少・高齢化が予想される状況下、これまでと同様に農地を維持・耕作すること、共同活動を継続することなどが困難になるほか、事務手続きが十分できない集落協定の増加も考えられる中、どのような考えで次期対策に取り組むのか

①-1 集落協定からの申請の有無に限らず、市町村として本制度によってどのような農地を守ろうと考えているのか(傾斜等の要件を満たしていることを前提として回答)

	市町村数
ア 耕地条件が悪く、今後、耕作を継続する見込みが不安視される農地であっても、本制度により守っていききたい	1
イ 耕作条件が悪くとも、耕作が継続される見込みがあれば、本制度により守っていききたい	8
ウ 中山間地域の中でも耕作条件の良い農地であれば、耕作の有無に限らず、本制度により守っていききたい	4
エ 中山間地域の中の耕作条件の良い農地であっても、耕作が継続される見込みがあれば、本制度により守っていききたい	

(2. ①-1 各選択肢の理由)

- ・ 本制度は協定参加者の生活に組み込まれており、行政側から大きな変更を行うことは難しいと予想される。一方で、協定参加者を取り巻く状況は刻一刻と変化していることから、協定参加者の意向に寄

り添いつつ、協定参加者の決定によって判断していきたい。(ア)

- ・ 中山間事業を行うことが重荷となるような農地であり、耕作が今後されないのであれば、無理に事業を行うことはないと考える (イ)
- ・ 少子高齢化社会の中で、農業についても後継者不足が進んでいくとみられ、厳しい状況でも耕作を継続していく意向であれば、できる限り支援していきたいと考える。(イ)
- ・ 対象農用地の取捨選択を行い、将来的な耕作可能性を見込みつつ、耕作条件の良い農地のみ維持していきたい。(ウ)

②-1 活動を廃止する小規模協定が多い中、参加農家数10戸以下又は農地面積10ha未満の集落協定が今後も活動を継続するためには、市町村として何を必要だと考えているのか

	市町村数
ア 周辺の集落協定との統合や他の協定未加入農家の参加を促進する	3
イ 統合ではなく、複数の協定の連携を促して事務の共通化、農地保全活動の共同化、農作業の共同化、機械の共同利用、鳥獣害対策の共同化、生産支援活動の共同化など、連携が可能な活動を推進する	3
ウ 統合や連携は特に推進せず、制度の要件を満たせば支援（活動計画の承認）する	6
エ 小さな協定は無い	1

②-2 集落協定が今後10年間、共同活動を継続するためには、市町村としては最低限どの程度の協定農地面積と参加農家数が必要と考えているのか

【最小の協定農地面積】

最小の単位	現在 (市町村数)	10年後 (市町村数)
ア 1ha以上、2ha未満	3	2
イ 2ha以上、5ha未満	3	3
ウ 5ha以上、10ha未満	3	4
エ 10ha以上、15ha未満	3	3
オ 15ha以上	1	1

【最小の参加農家数】

最小の単位	現在 (市町村数)	10年後 (市町村数)
ア 2戸	2	1
イ 3~4戸	2	
ウ 5~9戸	5	7
エ 10~14戸	3	4
オ 15戸以上	1	1

(2. ②-2 補足)

- ・ 現在の面積・農家数については、ほとんどの市町が活動中の協定の最小数を回答した。
- ・ 10年後に必要な最小面積については、現在活動中の協定がそのままの規模で継続希望であることから、横ばいの回答が多かった。一方で、最小参加農家数については現在より多い戸数を回答する市町がやや多く、現状維持では共同活動の継続は困難と考える傾向にあると思慮される。

③ 8割の市町村が事務負担の軽減を要望しているが、集落協定に対する事務支援※について、市町村として今後、どうしていきたいと考えているのか

(※事務支援とは、活動計画等の書類の作成等の補助を協定に対し行うことをいう)

	市町村数
ア 協定への事務支援を負担に感じていない	2
イ これまでどおりの協定への事務支援は困難なため、協定の統合や複数協定の連携（事務の共通化）を推進し、事務負担を軽減したい	4
ウ これまでどおりの協定への事務支援は困難なため、協定に対し、外部組織への事務の委託を推進し、事務負担を軽減したい	4
エ これまでどおりの協定への事務支援は困難であるが、これといった対応策が思い付かない	3
オ 協定への事務支援は、従来からほとんど行ってない	

④ これまで集落協定が行ってきた各種の共同活動について、今後、これまでと同様に行うことが困難になることが予想されるが、共同活動継続のためには、市町村としてどのような体制づくりが必要と考えているのか

	市町村数
ア 集落協定の統合（複数の協定を1つの協定にまとめること）を推進する	5
イ 集落協定の統合はせず、複数の協定が連携した事務の共通化、農地保全活動の共同化、農作業の共同化、機械の共同利用、鳥獣害対策の共同化、生活支援活動の共同化等を推進する	4
ウ 集落協定と多面的機能支払いの活動組織、集落営農組織、JA、自治会、社会福祉協議会、PTA、土地改良区、NPO法人、学校等との連携を推進する	4
エ 集落協定と地域おこし協力隊員、集落支援員、学生等の非農業者との連携を推進する	4
オ 市町村農業担当部局が企画部局、福祉部局、地域振興部局等が連携した農地保全及び生活支援活動を推進する	2
カ 市町村が農業委員会、JA、公民館、社会福祉協議会、土地改良区、NPO法人、学校等と連携した農地保全及び生活支援活動を推進する	3
キ 市町村が関係機関とも連携した、未実施集落に対する協定活動の実施を働きかける	1
ク 市町村が農業委員会やJA等の農業関係機関等と連携し、集落協定の統合又は連携、協定活動への多様な組織等の参画を促す体制を作る	2
ケ その他（農業所得の制限を撤廃することにより人員確保を促進する。）	1

(3) 最終評価に係る本県の方針

<市町村アンケートの評価>

- ・ 中山間地域等直接支払交付金第5期対策に係るフォローアップ調査における、関係市町から提出された結果については、集落協定の考え方や中山間地域の農地を守っていく意思や実態を把握した上で記入されたものであり、県が把握している実態との乖離はないと判断する。
- ・ また、現状の範囲及び参加者で継続したいという集落協定の意向を斟酌していることに加え、関係機関や関わってくれる方々の力も借りながら継続していきたいとの考え方も前向きであり、可能な限り持続確保に向けた支援が必要と考えていることは評価できる。
- ・ したがって、令和7年度からの次期対策への取組の有無についても、協定の意思を尊重しながら継続可能となるよう支援していくものと思料される。

<県の方針>

- ・ 令和4年度に実施された中間年評価では、216協定のうち次期対策に取組まないと意向を示したのは11協定であり、高齢化のため継続が困難との理由が最も多かった。
- ・ 次期対策の継続に向けては、耕作者の意向や地域の状況などについて関係市町とも情報共有を図り、集落協定が負担にならないよう支援を行っていく。
- ・ なお、次期対策は農地の保全や集落機能の維持、地域計画作成の可否など申請に係るハードルが上がる可能性が高いことから、情報収集に努めていく。
- ・ また、第5期対策の最終年となる令和6年度は、関係市町と適時ヒアリングを実施し、周辺の集落協定との統合や、協定間の連携の可能性についても検討を行い、支援の在り方を探っていく。
- ・ さらに、次期対策への継続支援については、これまでと同様、関係機関の支援のほか、関係人口や交流人口との関わりなど、集落協定の意見も確認しながら支援を行っていく。

道府県フォローアップ結果（集落協定）

道府県名	宮城県
------	-----

1. 集落マスタープランに係る活動

中間年評価における 市町村の評価結果		最終評価における改善状況			
		①改善済み	②改善の見込み あり	③改善の見込みなし	
				交付停止 (予定を含む)	
△と評価した協定数	4	1	3	0	0
×と評価した協定数	1	0	0	1	1
合計	5	1	3	1	1

2. 農業生産活動等として取り組むべき事項

中間年評価における 市町村の評価結果		最終評価における改善状況				
		①改善済み	②改善の見込み あり	③改善の見込みなし		
				交付停止 (予定を含む)	交付金返還 (予定を含む)	
(1)耕作放棄の防止等の活動						
△と評価した協定数	2	1	1	0	0	0
×と評価した協定数	1	0	0	1	1	0
合計	3	1	1	1	1	0
(2)水路・農道等の管理						
△と評価した協定数	1	1	0	0	0	0
×と評価した協定数	1	0	0	1	1	0
合計	2	1	0	1	1	0
(3)多面的機能を増進する活動						
△と評価した協定数	2	1	1	0	0	0
×と評価した協定数	1	0	0	1	1	0
合計	3	1	1	1	1	0

3. 集落戦略の作成状況

(1) 集落戦略の作成状況

中間年評価における 市町村の評価結果		最終評価における改善状況				
		①改善済み	②改善の見込み あり	③改善の見込みなし	交付停止 (予定を含む)	交付金返還 (予定を含む)
△と評価した協定数	6	1	5	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	6	1	5	0	0	0

(2) 集落戦略の話し合いに用いる地図の作成状況

中間年評価における 市町村の評価結果		最終評価における改善状況				
		①改善済み	②改善の見込み あり	③改善の見込みなし	交付停止 (予定を含む)	交付金返還 (予定を含む)
△と評価した協定数	103	24	79	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	103	24	79	0	0	0

4. 加算措置の目標の達成状況

中間年評価における 市町村の評価結果	最終評価における改善状況					
	①改善済み	②改善の見込み あり	③改善の見込みなし			
			交付停止 (予定を含む)		交付金返還 (予定を含む)	
(1) 棚田地域振興活動加算						
△と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0
(2) 超急傾斜農地保全管理加算						
△と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0
(3) 集落協定広域化加算						
△と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0
(4) 集落機能強化加算						
△と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0
(5) 生産性向上加算						
△と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

アンケート調査結果
(市町村アンケート結果の集計)

都道府県名	宮城県	担当部署	農政部農山漁村なりわい課	
			実施市町村数	13

1. 中山間地域では、今後さらに人口減少・高齢化が進行し、農業の担い手の確保も困難になることが予想される状況下、市町村としても10年後を見据えると重点を置いて実施する対策も現在と違うことが考えられる。
現在と今後（10年後）、重点を置いて実施する必要があると考えられる中山間地域に対する農業・農村振興対策は何か。

項目	順位	①現在（市町村数）					②10年後（市町村数）				
		1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
ア 農業の担い手を確保するための支援		8	2	2	1		8	1			1
イ 担い手への農地の集積・集約化のための支援		1	5	1		3	1	3	2		
ウ サービス事業体のほか、多様な農業人材の育成・確保への支援					1	1	1	1		1	
エ 農業機械の購入、農業用施設や農産加工施設等の整備に対する支援				1	3			1	3		
オ 農業基盤整備への支援		1						1	1		
カ 畑地転換への支援					1	1			1		1
キ 鳥獣害対策に対する支援		1	4	4	1	2		2	1	2	3
ク 高収益作物の生産やブランド化、農産物加工に対する支援				2		1	1			2	2
ケ 機械の共同利用や農作業の効率化に対する支援			1		1			1	1		
コ スマート農業実用化への支援			1			1				4	
サ 環境負荷低減に向けた取り組みへの支援											
シ 地域の各種団体と連携・協力し、地域の農用地を守る仕組みを構築する取組への支援		1		1	3		1		1	1	2
ス 地域外からの定住者等を確保するための支援								2	1		1
セ 都市部の組織や市民との交流活動等や地域情報を発信するための支援				1		1				1	1
ソ 地域の活動をサポートする組織や人材を確保するための支援					2	2		1	1	1	
タ 地域での生活支援活動（高齢者への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき等）に対する支援										1	1
チ 集落協定の広域化や統合に対する支援		1		1		1	1		1		1
ツ その他											

2. 今後さらに集落協定参加者の減少・高齢化が予想される状況下、これまでと同様に農地を維持・耕作すること、共同活動を継続することなどが困難になるほか、事務手続きが十分でない集落協定の増加も考えられる中、どのような考えで次期対策に取り組むのか

①-1 集落協定からの申請の有無に限らず、市町村として本制度によってどのような農地を守ろうと考えているのか（傾斜等の要件を満たしていることを前提として回答）

	市町村数
ア 耕地条件が悪く、今後、耕作を継続する見込みが不安視される農地であっても、本制度により守っていききたい	1
イ 耕作条件が悪くとも、耕作が継続される見込みがあれば、本制度により守っていききたい	8
ウ 中山間地域の中でも耕作条件の良い農地であれば、耕作の有無に限らず、本制度により守っていききたい	4
エ 中山間地域の中の耕作条件の良い農地であって、耕作が継続される見込みがあれば、本制度により守っていききたい	

②-1 活動を廃止する小規模協定が多い中、参加農家数10戸以下又は農地面積10ha未満の集落協定が今後も活動を継続するためには、市町村として何を必要だと考えているのか

	市町村数
ア 周辺の集落協定との統合や他の協定未加入農家の参加を促進する	3
イ 統合ではなく、複数の協定の連携を促して事務の共通化、農地保全活動の共同化、農作業の共同化、機械の共同利用、鳥獣害対策の共同化、生産支援活動の共同化など、連携が可能な活動を推進する	3
ウ 統合や連携は特に推進せず、制度の要件を満たせば支援（活動計画の承認）する	6
エ 小さな協定は無い	1

②-2 集落協定が今後10年間、共同活動を継続するためには、市町村としては最低限どの程度の協定農地面積と参加農家数が必要と考えているのか

【最小の協定農地面積】

最小の単位	現在 (市町村数)	10年後 (市町村数)
ア 1ha以上、2ha未満	3	2
イ 2ha以上、5ha未満	3	3
ウ 5ha以上、10ha未満	3	4
エ 10ha以上、15ha未満	3	3
オ 15ha以上	1	1

【最小の参加農家数】

最小の単位	現在 (市町村数)	10年後 (市町村数)
ア 2戸	2	1
イ 3～4戸	2	
ウ 5～9戸	5	7
エ 10～14戸	3	4
オ 15戸以上	1	1

③ 8割の市町村が事務負担の軽減を要望しているが、集落協定に対する事務支援※について、市町村として今後、どうしていきたいと考えているのか
(※事務支援とは、活動計画等の書類の作成等の補助を協定に対し行うことをいう)

	市町村数
ア 協定への事務支援を負担に感じていない	2
イ これまでどおりの協定への事務支援は困難なため、協定の統合や複数協定の連携（事務の共通化）を推進し、事務負担を軽減したい	4
ウ これまでどおりの協定への事務支援は困難なため、協定に対し、外部組織への事務の委託を推進し、事務負担を軽減したい	4
エ これまでどおりの協定への事務支援は困難であるが、これといった対応策が思い付かない	3
オ 協定への事務支援は、従来からほとんど行っていない	

④ これまで集落協定が行ってきた各種の共同活動について、今後、これまでと同様に行うことが困難になることが予想されるが、共同活動継続のためには、市町村としてどのような体制づくりが必要と考えているのか

	市町村数
ア 集落協定の統合（複数の協定を1つの協定にまとめること）を推進する	5
イ 集落協定の統合はせず、複数の協定が連携した事務の共通化、農地保全活動の共同化、農作業の共同化、機械の共同利用、鳥獣害対策の共同化、生活支援活動の共同化等を推進する	4
ウ 集落協定と多面的機能支払いの活動組織、集落営農組織、JA、自治会、社会福祉協議会、PTA、土地改良区、NPO法人、学校等との連携を推進する	4
エ 集落協定と地域おこし協力隊員、集落支援員、学生等の非農業者との連携を推進する	4
オ 市町村農業担当部局が企画部局、福祉部局、地域振興部局等が連携した農地保全及び生活支援活動を推進する	2
カ 市町村が農業委員会、JA、公民館、社会福祉協議会、土地改良区、NPO法人、学校等と連携した農地保全及び生活支援活動を推進する	3
キ 市町村が関係機関とも連携した、未実施集落に対する協定活動の実施を働きかける	1
ク 市町村が農業委員会やJA等の農業関係機関等と連携し、集落協定の統合又は連携、協定活動への多様な組織等の参画を促す体制を作る	2
ケ その他（農業所得の制限を撤廃することにより人員確保を促進する。）	1

アンケート調査票

都道府県名		市町村名	
		担当部署	

1. 中山間地域では、今後さらに人口減少・高齢化が進行し、農業の担い手の確保も困難になることが予想される状況下、市町村としても10年後を見据えると重点を置いて実施する対策も現在と違うことが考えられる。現在と今後（10年後）、重点を置いて実施する必要があると考えられる中山間地域に対する農業・農村振興対策は何か。

① 現在
 (以下の項目の、ア～ツの中から、優先順位の高い上位5項目を選択)

順位	1	2	3	4	5
項目					

「ツ その他」の内容 (ツを選択した場合のみ)

② 今後（10年後）
 (以下の項目の、ア～ツの中から、優先順位の高い上位5項目を選択)

順位	1	2	3	4	5
項目					

「ツ その他」の内容 (ツを選択した場合のみ)

【項目】

- ア 農業の担い手を確保するための支援
- イ 担い手への農地の集積・集約化のための支援
- ウ サービス事業体のほか、多様な農業人材の育成・確保への支援
- エ 農業機械の購入、農業用施設や農産加工施設等の整備に対する支援
- オ 農業基盤整備への支援
- カ 畑地転換への支援
- キ 鳥獣害対策に対する支援
- ク 高収益作物の生産やブランド化、農産物加工に対する支援
- ケ 機械の共同利用や農作業の効率化に対する支援
- コ スマート農業実用化への支援
- サ 環境負荷低減に向けた取り組みへの支援
- シ 地域の各種団体と連携・協力し、地域の農用地を守る仕組みを構築する取組への支援
- ス 地域外からの定住者等を確保するための支援
- セ 都市部の組織や市民との交流活動等や地域情報を発信するための支援
- ソ 地域の活動をサポートする組織や人材を確保するための支援
- タ 地域での生活支援活動（高齢者への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき等）に対する支援
- チ 集落協定の広域化や統合に対する支援
- ツ その他（ ）

2. 今後さらに集落協定参加者の減少・高齢化が予想される状況下、これまでと同様に農地を維持・耕作すること、共同活動を継続することなどが困難になるほか、事務手続きが十分できない集落協定の増加も考えられる中、どのような考えで次期対策に取り組むのか

①-1 集落協定からの申請の有無に限らず、市町村として本制度によってどのような農地を守ろうと考えているのか
 (傾斜等の要件を満たしていることを前提として回答)
 (ア～エの中から、最も考えに近いものを1つ選択)

ア 耕地条件が悪く、今後、耕作を継続する見込みが不安視される農地であっても、本制度により守っていききたい	
イ 耕作条件が悪くとも、耕作が継続される見込みがあれば、本制度により守っていききたい	
ウ 中山間地域の中でも耕作条件の良い農地であれば、耕作の有無に限らず、本制度により守っていききたい	
エ 中山間地域の中の耕作条件の良い農地であって、耕作が継続される見込みがあれば、本制度により守っていききたい	

①-2 ①-1で回答があった選択肢を選択した理由

--

②-1 活動を廃止する小規模協定が多い中、参加農家数10戸以下又は農地面積10ha未満の集落協定が今後も活動を継続するためには、市町村として何を必要だと考えているのか
 (ア～エの中から、最も考えに近いものを1つ選択)

ア 周辺の集落協定との統合や他の協定未加入農家の参加を促進する	
イ 統合ではなく、複数の協定の連携を促して事務の共通化、農地保全活動の共同化、農作業の共同化、機械の共同利用、鳥獣害対策の共同化、生産支援活動の共同化など、連携が可能な活動を推進する	
ウ 統合や連携は特に推進せず、制度の要件を満たせば支援（活動計画の承認）する	
エ 小さな協定は無い	

②-2 集落協定が今後10年間、共同活動を継続するためには、市町村としては最低限どの程度の協定農地面積と参加農家数が必要と考えているのか
 (「現在」と「10年後」において、ア～オの中からそれぞれ最も考えに近いものを1つ選択)

【最小の協定農地面積】

最小の単位
ア 1ha以上、2ha未満
イ 2ha以上、5ha未満
ウ 5ha以上、10ha未満
エ 10ha以上、15ha未満
オ 15ha以上

現在	10年後

【最小の参加農家数】

最小の単位
ア 2戸
イ 3～4戸
ウ 5～9戸
エ 10～14戸
オ 15戸以上

現在	10年後

②-3 ②-2のア又はイを選択した理由 (②-2でア又はイを選択した場合のみ)

協定農地面積	現在	
	10年後	
参加農家数	現在	
	10年後	

- ③ 8割の市町村が事務負担の軽減を要望しているが、集落協定に対する事務支援※について、市町村として今後、どうしていきたいと考えているのか
 (ア～オの中から、最も考えに近いものを1つ選択)

(※事務支援とは、活動計画等の書類の作成等の補助を協定に対し行うことをいう)

ア 協定への事務支援を負担に感じていない	
イ これまでどおりの協定への事務支援は困難なため、協定の統合や複数協定の連携（事務の共通化）を推進し、事務負担を軽減したい	
ウ これまでどおりの協定への事務支援は困難なため、協定に対し、外部組織への事務の委託を推進し、事務負担を軽減したい	
エ これまでどおりの協定への事務支援は困難であるが、これといった対応策が思い付かない	
オ 協定への事務支援は、従来からほとんど行っていない	

- ④ これまで集落協定が行ってきた各種の共同活動について、今後、これまでと同様に行うことが困難になることが予想されるが、共同活動継続のためには、市町村としてどのような体制づくりが必要と考えているのか
 (ア～クの中から、該当するものを複数回答)

ア 集落協定の統合（複数の協定を1つの協定にまとめること）を推進する	
イ 集落協定の統合はせず、複数の協定が連携した事務の共通化、農地保全活動の共同化、農作業の共同化、機械の共同利用、鳥獣害対策の共同化、生活支援活動の共同化等を推進する	
ウ 集落協定と多面的機能支払いの活動組織、集落営農組織、JA、自治会、社会福祉協議会、PTA、土地改良区、NPO法人、学校等との連携を推進する	
エ 集落協定と地域おこし協力隊員、集落支援員、学生等の非農業者との連携を推進する	
オ 市町村農業担当部局が企画部局、福祉部局、地域振興部局等が連携した農地保全及び生活支援活動を推進する	
カ 市町村が農業委員会、JA、公民館、社会福祉協議会、土地改良区、NPO法人、学校等と連携した農地保全及び生活支援活動を推進する	
キ 市町村が関係機関とも連携した、未実施集落に対する協定活動の実施を働きかける	
ク 市町村が農業委員会やJA等の農業関係機関等と連携し、集落協定の統合又は連携、協定活動への多様な組織等の参画を促す体制を作る	
ケ その他（ ）	

「ケ その他」の内容（選択した場合のみ）

--

70-2 日本型直接支払のうち

中山間地域等直接支払交付金

【令和6年度予算概算決定額 26,100 (26,100) 百万円】

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。

<事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止 [令和6年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

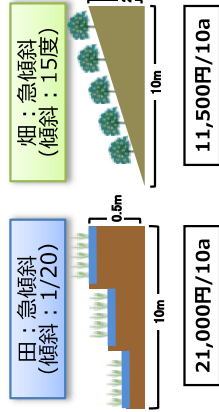
1. 中山間地域等直接支払交付金

25,800 (25,800) 百万円

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000
	緩傾斜 (1/100~)	8,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500



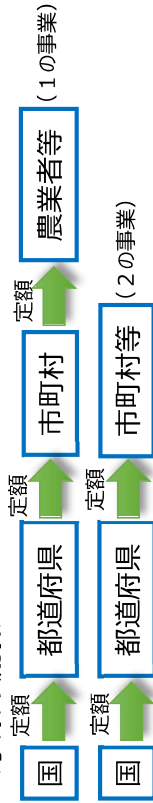
〔農業生産活動等を継続するための活動〕のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて〔集落戦略の作成〕を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

2. 中山間地域等直接支払推進交付金

300 (300) 百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



【対象地域】中山間地域等

（地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等
【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（集落戦略の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 <small>（超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可）</small>	10,000円 （田・畑）
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） <small>（超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可）</small>	14,000円 （田・畑）
超急傾斜農地保全管理加算	
超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	6,000円 （田・畑）
集落協定広域化加算 【上限額：200万円/年】	
広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	
集落機能強化加算 【上限額：200万円/年】	
新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算 【上限額：200万円/年】	
農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	3,000円 （地目にかかわらず）

※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課（03-3501-8359）